

(別記)

手當金要求

- 一金四十九円也 (定給、三倍、日給、日分) 金子誠一
- 一金 合 () 高橋伸良
- 一金三十四円捨来也 () 植田新一郎
- 一金 合 () 院慶澤
- 朝鮮帰国手當 (五拾日也)
- 加之通、請求仕、候

職工一同

工場主様

労務第五四二號

昭和六年二月十八日

警視總監 丸山鶴吉

6. 2. 20
2158

内務大臣 安達謙藏殿
 社會局長官 吉田 茂殿
 大阪、神奈川、府縣知事 殿

伊藤時計硝子製作所、勞働争議ニ関スル件 (第二報ニ解決)
 要旨ニ十音芝浜、結果職工四名ハ退職スルコトナリ解決ス

標記争議ニ就テハ既報ノ趣其後従業員四名ハ工場主ノ復職要求
 シ容認セズ十三日午後一時種々折衝セル結果工場主ハ解雇ヲ承
 認シ手當トシテ金二十四ヲ支給別記覽書ヲ交換解決セリ
 右及申(通)報候也